

【建築物】

法第6条 第1項		都市計画区域（区域区分非設定）	都市計画区域外
第1号	特殊建築物に供する部分の床面積が200㎡を超えるもの	県	県
第2号	下記以外	県	県
	木造 2階建て 300㎡以下 平屋建て 200㎡超～300㎡以下	市 *高さ16m以下	市 *高さ16m以下
第3号	平屋建て 200㎡以下	市 *一部審査省略あり	対象外 工事届のみ

【工作物】

		市	県
令第138条 第1項	第1号	高さ6mを超え10m以下の煙突	左記以外
	第2号		高さ15mを超えるRC造柱、鉄柱等
	第3号	高さ4mを超え10m以下の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔	左記以外
	第4号		高さ8mを超える高架水槽、物見塔等
	第5号	高さ2mを超え3m以下の擁壁	左記以外
令第138条第2項			昇降機、ウォーターシャフト、観覧車等
令第138条第3項			製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等